

# 物件購入契約約款

## (総則)

第1条 この約款（契約書を含む。以下同じ。）において、「甲」とは、山形県知事又はその委任を受けた者を、「乙」とは、売主をいう。

第2条 乙は、物件購入契約書（様式第1号及び第2号）に添付した仕様書及び図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、契約物件を甲に納入しなければならない。

2 甲又は乙の都合により、契約物件を分割して納入する必要がある場合は、甲、乙協議して定める。

3 契約金額には、こん包に要する経費及び運賃を含むものとする。

4 第1項の規定による見本がある場合は、甲が保管するものとする。

5 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、甲の定めるところによらなければならない。

6 単価契約に係る売買数量は、契約期間中における甲の需要量とし、甲は必要のつど別途発注するものとする。

7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

## (契約保証金)

第3条 乙は、契約保証金を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を甲に納入しなければならない。

2 甲は、乙が契約の履行を完了したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。この場合には、利息は、付さない。

## (権利の譲渡等)

第4条 乙は、契約によつて生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (契約の変更)

第5条 甲は、約定した規格、数量、納入期限、納入場所その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議して契約変更書（様式第3号）により契約を変更することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

## (予期することができない異常発生の場合の変更)

第6条 甲又は乙は、この契約の締結後納入期限までに又は契約期間内に契約締結のときに予期することができない異常な理由の発生等により、契約金額が著しく不相当となつたときは、契約内容の変更を求めることができる。この場合は、甲、乙協議して定める。

## (危険負担)

第7条 契約物件について、次条第2項に規定する検査に合格するまでに生じた損害は、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

## (検査及び所有権の移転)

第8条 乙は、契約物件を完納したとき、又は第2条第2項の規定による分割納入をしたときは、物件納入通知書（様式第4号）によりその旨を甲に通知しなければならない。ただし、単価契約に係る物件については、納品書等をもって物件納入通知書に代えることができる。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に契約物件の検査を行なうものとする。この検査をする場合は、乙又はその代理人が立ち会わなければならない。

3 契約物件の所有権は、前項の検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

4 乙は、第2項の検査に合格しない契約物件については、すみやかに、これを引き取り、これに代わる物件を納入しなければならない。

5 第2項の検査のため契約物件に生じた変質、変形、消耗、き損等の損失は、乙が負担しなければならない。

## (代金の支払)

第9条 乙は、契約物件を完納し、当該物件が前条第2項に規定する検査に合格したときは、契約金

額又は単価契約に係る納入物件の代金（以下「契約金額等」という。）を請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額等を支払わなければならない。

（遅延利息）

第10条 乙は、甲の責に帰する理由により前条第2項の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、その責に帰する理由により第8条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を前条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数をこえるときは、支払期間は満了したものとし、そのこえる日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

（部分払）

第11条 乙は、第2条第2項の規定による分割納入に係る物件が第8条第2項に規定する検査に合格したときは、当該分割納入に係る物件の代金相当額の請求を行なうことができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、その支払については、第9条第2項の規定を準用する。

（かし担保）

第12条 甲は、第8条第2項に規定する検査に合格した日から起算して1年以内に契約物件についての隠れたかしを発見し、又はそのかしによつて損害を受けた場合には、乙に対し補修、代物の納入又は金銭による賠償を請求することができる。

（納入期限の延長）

第13条 甲は、乙がその責に帰する理由により納入期限までに契約物件を納入することができないときは、乙の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額等（既納部分がある場合は契約金額等から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、甲が第8条第2項に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。

- 2 乙は、契約物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物件を納入することができないときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲、乙協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

（契約解除）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限までに契約物件を納入しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。
- (3) 乙が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (4) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

- 2 前項第1号から第3号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、乙は、甲に対し、解除違約金として契約金額（単価契約の場合は、契約単価に購入予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、甲の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額をこえるときは、乙は、その不足額を甲に納付しなければならない。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

- 4 第1項の規定による契約解除の効果は、第2条第2項の規定による分割納入に係る物件については及ばないものとする。ただし、第2項に規定する契約保証金又は解約違約金については、この限りでない。

- 5 甲は、第1項第4号の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

第15条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
  - (2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6まで規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。
  - (3) 乙が独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかつたとき。
  - (4) 乙が前号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (5) 乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（単価契約の場合は、購入予定数量又は購入実績数量のいずれか多い方に契約単価を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行の完了後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（約款外の事項）

第16条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。